

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「における」を「（附則第一条の三第五項及び第六項において「事故発生日等」という。）における」に改める。

第七条の二第二項第一号中「十六万五千五百円」を「十六万六千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千九百円」を「七万二千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に改め、同項第四号中「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

附則第一条の三第五項及び第六項中「百分の五」を「事故発生日等における法定利率」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、一九八円」を「六、二四五円」に、「七、九五五円」を「八、〇〇三元」に、「九、五八〇円」を「九、六〇八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、二二五円」を「五、二六三元」に、「六、二〇三元」を「六、二四〇円」に、「六、八八〇円」を「六、九〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第二項並びに附則第一条の三第五項及び第六項の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた障害補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金については、なお従前の例による。

3 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

4 改正後の別表の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた

公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。